

危機管理会議

日 時：令和7年10月22日（水）10時から

場 所：県庁4階 災害対策本部室

協議事項

- 北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について
（今シーズン国内1例目）

危機管理会議 配席図

危機管理部長

政策監

危機管理監

--	--	--

知事戦略局
副室長

県警本部警備部
警備課長

教育委員会
教育政策課長

病院局
総務課長

企業局
経営企画課長

県土整備政策課長

経済産業政策課長

保健福祉政策課長

こども未来政策課長

危機管理部
副部長

危機管理部
副部長

危機管理部次長

政策企画課長

にぎわい政策課長

生活環境政策課長

安全衛生課長

農林水産政策課長

鳥獣対策・里山振興課長

畜産振興課長

ディスプレイ

(WEB会議)

南部総合県民局
地域創生防災部長

西部総合県民局
地域創生観光部長

農林水産省

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

ホーム > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

プレスリリース

北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

ポスト

印刷

令和7年10月22日
農林水産省

本日、北海道の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内1例目）が確認されました。これを受け、農林水産省は、本日8時00分から「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開です。ただし、冒頭のみカメラ撮影が可能です。当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家さん等の移動を自粛しています。現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.農場の概要

所在地：北海道白老町
飼養状況：約45.9万羽（採卵鶏）

2.経緯

- （1）令和7年10月21日（火曜日）、北海道は、道内白老町の農場から、死亡羽数の増加がみられる旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
- （2）同日、当該農場の鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
- （3）10月22日（水曜日）8時00分、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和7年10月22日（水曜日）8時00分
場所：農林水産省第1特別会議室
所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

4.その他

- （1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）
- （2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- （3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室防疫業務班

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#) [ウェブアクセシビリティ](#)

[電話リレーサービス（手話リンク）のご利用について](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

「鳥インフルエンザ」とくしまアラート（養鶏関係者に対する注意喚起）

徳島県農林水産部

情報		感染観察	感染観察(強化)	感染拡大注意報	感染拡大警報	特別警報
			ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ	ステージⅣ
発動基準	野鳥	野鳥サーベイランス 通常時(対応レベル1) ・定期的に集団飛来地の糞便調査	野鳥サーベイランス 近隣国で分離(対応レベル2) ・必要に応じて、巡回頻度・監視対象野鳥を拡大	野鳥サーベイランス 国内単一箇所での陽性(対応レベル2) ※家きんで発生した場合は「対応レベル3」 ・「野鳥監視重点区域(10km)」指定 ・糞便調査(検査検体数の増加)	野鳥サーベイランス 国内複数箇所での陽性(対応レベル3) ・「野鳥監視重点区域(10km)」指定 ※県内の単一箇所での陽性の場合は「ステージⅣ」の対応	野鳥サーベイランス 国内複数箇所での陽性(対応レベル3) ・「野鳥監視重点区域(10km)」指定
	家きん	遠方諸国等で発生	近隣国で発生(韓国・ロシア極東)	国内で発生	近隣県で発生 (四国、兵庫、大阪、和歌山:7府県)	近隣県で発生 (複数地域・短期間続発)
解除基準				家畜伝染病予防法第32条に基づく、移動制限区域の解除		
対応方針	国	・都道府県、養鶏関係者への情報提供	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の徹底通知	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の徹底通知 ・都道府県に対して、緊急消毒依頼(家伝費措置)	・「ステージⅡ」と同対応	・「ステージⅡ」と同対応
	県	・飼養衛生管理の巡回指導(リスク分析に基づく巡回指導) ・養鶏関係者への情報提供(海外発生状況など) ・死亡羽数の報告徴求(月1回)(法第52条第1項)	・飼養衛生管理の巡回指導強化(高リスク養鶏場の重点指導) ・消毒要請(消石灰散布) ・その他は「感染観察」と同対応	・消毒命令(法第9条)と消石灰配布 ・ねずみ駆除命令(法第9条)と殺鼠剤配布 ・死亡羽数の報告徴求(週1回)(法第52条第1項) ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・死亡羽数の報告徴求(制限区域内農場:毎日、その他:週1回)(法第52条第1項) ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・「ため池消毒」の緊急実施 ・その他は「ステージⅢ」と同対応
	養鶏農家	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策 ・農場内外の除草、石灰消毒(定期) ・殺鼠剤散布(定期) ・県に対し死亡羽数を報告(月1回) ・鶏舎、防鳥ネットなど施設の点検	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化 ・部外者の立入制限 ・その他は「感染観察」と同対応	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化(特に重点7項目) ・石灰消毒強化(3週間に1回以上) ・殺鼠剤散布の強化 ・県に対し死亡羽数を報告(週1回) ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・石灰消毒強化(2週間に1回以上) ・県に対し死亡羽数を報告(制限区域内に含まれた農場は毎日、その他は週1回) ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・石灰消毒強化(1週間に1回以上) ・その他は「ステージⅢ」と同対応

北海道白老町における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認について

1 食鳥肉の安全確保

①県内食鳥処理場への搬入状況

- ・当該養鶏場からの搬入なし

②食鳥処理場への指導

食肉衛生検査所から次の事項について指導

- ・搬入農家の確認の徹底
- ・消毒などの鳥インフルエンザ対策の徹底
- ・異常鶏が確認された場合の早期通報の徹底

③食鳥検査センターへの確認・指示事項

これまで県内食鳥処理場において、疑いのある異常鶏は確認されていないが、次の事項について、徹底を指示

- ・出荷状況報告書*及び生鳥検査等の確認の徹底
- ・異常鶏についての簡易検査の徹底

※出荷状況報告書

食鳥検査申請書に添付することと定めている、飼養者名、住所、出荷羽数、出荷時死亡羽数等を記載した書類

2 愛玩鳥への対策

動物愛護管理センターを中心とし、次の対応を実施

- ・動物園、動物取扱事業者への注意喚起
- ・ホームページへの掲載による飼育者等への啓発

3 その他

- ・県ホームページ等で食鳥肉・卵の安全性について啓発